

議案第 4 1 号

大口町税条例の一部改正について

大口町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 6 月 3 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町税条例の一部を改正する条例

(大口町税条例の一部改正)

第1条 大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「法附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条又は第62条」を、「又は附則第15条から第15条の3の2まで」の次に「、第61条若しくは第62条」を加える。

附則第10条の2第15項中「をいう」の次に「。第16項において同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

16 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は100分の0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、100分の0）とする。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第23条 第11条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 大口町税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第10条の2第16項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条

において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。) 第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

大口町税条例の一部改正新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～14 略</p> <p>15 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は100分の0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。<u>第16項において同じ。</u>）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、100分の0）とする。</p> <p><u>16 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は100分の0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあつては、100分の0）とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対して</p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～14 略</p> <p>15 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は100分の0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、100分の0）とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対して</p>

新	旧
<p>は、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（個人の町民税の税率の特例等）</p> <p>第22条 略</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）</u></p> <p>第23条 <u>第11条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p>	<p>は、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から<u>令和2年9月30日</u>までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第73条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>（個人の町民税の税率の特例等）</p> <p>第22条 略</p>

大口町税条例の一部改正新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～15 略</p> <p>16 <u>法附則第64条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は100分の0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、100分の0）とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第23条 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p>第24条 <u>所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定</u></p>	<p>附 則 (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条又は第62条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第57条の2第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、<u>第61条若しくは第62条</u>」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～15 略</p> <p>16 <u>法附則第62条</u>に規定する市町村の条例で定める割合は100分の0（生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画に定める業種に属する事業の用に供する同条に規定する家屋及び構築物にあっては、100分の0）とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</p> <p>第23条 略</p>

新	旧
<p> <u>する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第33条の7の規定を適用する。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u> </p> <p> <u>第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u> </p>	

改正要旨

1 改正の目的

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法令の施行に伴う地方税法の一部改正に伴い、固定資産税における中小事業者等が所有する償却資産、事業用家屋に係る軽減措置及び生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充・延長、軽自動車税における環境性能割の非課税適用期限の延長等による所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

(1) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置（附則第10条関係）

厳しい経営環境にある（※）中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又は0とします。

（※）令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同時期と比べて30%以上50%未満減少している者は課税標準を2分の1、50%以上減少している者は課税標準を0とします。

(2) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充（附則第10条の2関係）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業を支援する観点から、機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附帯設備であった適用対象を新たに300万円以上の先端設備等とともに導入された事業用家屋及び生産性が向上する構築物について、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの期間に取得されたものを3年間非課税とします。

(3) 軽自動車税における環境性能割臨時的軽減の延長（附則第15条の2関係）

軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに軽自動車を取得したものを対象とします。

(4) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予に係る手続きの実施

(附則第 2 3 条関係)

新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和 2 年 2 月以降の任意の期間において事業等に係る収入が前年同月と比べて概ね 20%以上減少しており、納付が困難な者に対し、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに納期が到来する町税について無担保かつ延滞金なしで 1 年間徴収猶予を適用できる特例を設けます。

(5) イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用 (附則第 2 4 条関係)

所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして県、町条例で定めるものについて、個人住民税の税額控除の対象とします。(税額控除割合：県民税 4%、町民税 6%)

(6) 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

(附則第 2 5 条関係)

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置を講じます。

住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和 2 年 12 月末までに入居できなかった場合でも、次の要件を満たす場合には、控除期間が 13 年に延長された住宅ローン控除を適用することとします。住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れた場合
- ② 一定の期日までに、新築、建売住宅、中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っており、その住宅に令和 3 年 12 月末までに入居している場合

3 施行期日

公布の日から施行します。ただし、(5) 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金控除の特例及び(6) 住宅借入金等特別税額控除の特例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行します。